

兵庫県令和8年度第2回公募公債（変動利付債・5年）

発 行 要 項

1. 発行者の名称 兵庫県
2. 発行総額 金160億円
3. 各公債の金額 1,000万円  
本公債については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受けるものとし、同法の規定により、公債券を発行することができない。
4. 利 率  
利率決定日（第8項第(5)号①に定義する。）におけるTONA（日次累積複利レート）（第8項第(5)号①に定義する。）に0.20%を加えた値（ただし、かかる利率が0%を下回る場合は、0%とする。）
5. 発行価額 額面100円につき金100円
6. 償還金額 額面100円につき金100円
7. 償還の方法及び期限  
(1)元金は、2031年5月22日にその全額を償還する。  
(2)償還すべき日が、銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。  
(3)買入消却は、いつでもこれをすることができる。
8. 利息支払の方法及び期限  
(1)利息は、払込日（当日を含む。）から償還期日（当日を含まない。）までこれをつけ、2026年11月22日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月22日及び11月22日の2回におおのその日までの分を支払う。  
(2)利息を支払うべき日（以下「利息支払期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。  
(3)各利息計算期間（下記に定義する。）に関する一通貨あたりの利子額（第14項に規定する振替機関が定める業務規程施行規則に定義される一通貨あたりの利子額をいう。）は、1円に第4項の規定に基づき決定される利率を乗じて得られる金額に、当該利息計算期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより、これを計算する。なお、小数点第13位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。  
「利息計算期間」とは、各利息支払期日について、当該利息支払期日の直前の利息支払期日（当日を含む。）から当該利息支払期日（当日を含まない。）までの期間をいう。ただし、初回の利息計算期間は、払込日（当日を含む。）から第1回の利息支払期日（当日を含まない。）までの期間をいう。  
(4)償還期日後は、利息をつけない。  
(5)各利息計算期間の適用利率の決定  
①第4項の規定に基づき決定される本公債の利率の計算に使用する「TONA（日次累積複利レート）」とは、各金利参照期間（下記に定義する。）に属する各銀行営業日のTONA（下記に定義する。）としてその翌銀行営業日において日本銀行（またはそのレートの管理を承継するその他の者）が提供または公表する確報値（平均として公表されている値。以下「確報値」という。）を参照する手法を用いて算出される当該金利参照期間におけるTONAの日次累積複利（金利参照期間に属する各銀行休業日についてはその前銀行営業日のTONAの確報値を複利計算せずに適用する。）の値を、当該金利参照期間に含まれている暦日数で除し、365を乗じて計算される利率（小数点以下第6位を四捨五入する。）をいう。第4項の規定に基づき決定

される本公債の利率は各利率決定日（下記に定義する。）に兵庫県がこれを決定する。

「金利参照期間」とは、各利息計算期間について、当該利息計算期間の初日の10銀行営業日前の日（同日を含む。）から当該利息計算期間の利息支払期日の10銀行営業日前の日（同日を含まない。）までの期間をいう。

「利率決定日」とは、各利息計算期間について、当該利息計算期間の利息支払期日の10銀行営業日前の日をいう。

「TONA」とは、無担保コールオーバーナイト（0/N）物レートをいう。

- ②各利率決定日において、当該利率決定日に対応する金利参照期間に属する各銀行営業日について、TONAの確報値が日本銀行（またはそのレートの管理を承継するその他の者）によって提供または公表されていない場合には、推奨代替レート（下記に定義する。）が存在する場合には、本号③の規定に基づく通知を行ったうえでこれを参照し、推奨代替レートが存在しない場合及び推奨代替レートは存在するものの本号③の規定に基づく通知が通知期日までに間に合わない場合には、当該利率決定日時点で提供または公表されている当該銀行営業日の直前の銀行営業日のTONAの確報値を本号①において、当該銀行営業日のTONAとみなす。

兵庫県は、本号②の規定に従い推奨代替レートを参照する場合、その時点における市場慣行を考慮のうえ、本要項に定める規定（利息の日割計算もしくは営業日調整に関する規定、または営業日、利率決定日もしくはTONA（日次累積複利レート）の定義を含むが、これに限られない。）について、推奨代替レートによるTONA（日次累積複利レート）の代替を反映するために合理的に必要かつ適切と判断する変更を行うこと、及びこれに関連する一切の行為ができるものとし、本公債権者はこれらに予め同意する。

「推奨代替レート」とは、関連当局等（下記に定義する。）によって、TONAの代替レートとして承認または推奨されるレート（あらゆるスプレッドまたは調整を含む。）をいう。

「関連当局等」とは、以下の（i）または（ii）をいう。

- (i) 日本の中央銀行、財務当局、または金融当局
- (ii) 日本の中央銀行、財務当局、または金融当局が公式に承認する、主催するもしくは運営事務を司る、もしくはその要請により設立される会議体（作業部会、委員会及び勉強会を含む。）

- ③兵庫県は、本号②の規定に従い推奨代替レートを参照する場合、その旨及び本要項に定める規定の変更内容を当該利率決定日の前銀行営業日までに本公債権者及び募集の受託会社（第12項に定める。以下同じ。）に対し通知する。

- ④兵庫県は、募集の受託会社に本号①及び②に定める利率確認事務を委託し、募集の受託会社は利率決定日に当該利率を確認する。なお、当該利率の計算は、利率決定日翌銀行営業日以降は確定的であり拘束力を有するものとし、本公債権者はかかる計算に対し異議を述べない。

⑤兵庫県及び募集の受託会社は、それぞれその本庁舎または本店において、各利率決定日から5銀行営業日以内（利率決定日を含む。）に、上記により決定された本公債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 申 込 期 日 2026年5月13日

10. 募 入 方 法

応募超過の場合には、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。

11. 払込（発行）日 2026年5月22日

12. 募集の受託会社 株式会社三井住友銀行

13. 引受並びに募集取扱会社

SMB C日興証券株式会社（代表）

大和証券株式会社（代表）

東海東京証券株式会社（代表）

14. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構

15. 代り金の使途 一般公共事業等 16,000百万円